

別表

1 事業区分	2 対象経費	3 基準額	4 補助率	5 備考
訪問診療支援事業 【別記1】	実施要綱3（1）アに基づき市町村が交付した補助金	1 機関当たり 病院：1,000 千円 診療所：300 千円	4分の3 以内	実施期間の途中に事業を開始又は中止した場合には、月割り（原則として開始又は中止した日を属する月を含む。）により補助金を交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる
訪問看護ステーション支援事業 【別記2】	実施要綱3（1）イに基づき市町村が交付した補助金	交付対象事業として実施した訪問看護の回数に1,000円を乗じて得た額	4分の3 以内	医療保険における特別地域訪問看護加算を算定したものは対象外とする。
訪問看護ステーションサテライト整備事業（市町村補助分） 【別記3】	実施要綱3（2）に基づく訪問看護ステーションサテライトの整備に係る新築又は増改築・改修等に係る工事費、工事請負費及び運営に必要な備品等整備費	実施要綱（別記3）3（1）の場合 1 件当たり 1,000 千円	4分の3 以内	
		実施要綱（別記3）3（2）の場合 1 件当たり 1,500 千円	3分の2 以内	
地域包括ケアシステムの構築に係る医療関係者と住民の交流推進・理解促進事業 【別記4】	実施要綱3（3）に基づき市町村が地域住民の理解促進を図るために必要な次の経費 報償費、旅費、需用費（食糧費含む）、役務費、賃借料及び使用料、委託費（前記の経費に該当するものに限る）	1 市町村当たり 900 千円	4分の3 以内	